

医療分野における認定制度

2022/03/10更新

～認定医療ソーシャルワーカーと認定社会福祉士（医療分野）～

取得のすゝめ

公益社団法人
日本医療ソーシャルワーカー協会

はじめに

当協会が認定している「**認定医療ソーシャルワーカー**」と、認定社会福祉士認証・認定機構（以下、機構）が認定している「**認定社会福祉士**」は、制度内容や取得の仕方が異なります。

皆様にはこれらの違いを踏まえ、計画的に研修やスーパービジョンを受けることで、医療ソーシャルワーカーとしてスキルアップを目指していただければと思います。

早い段階から
スーパーバイザーを
探さなきゃ...!

後進育成のために
スーパーバイザーを
やらなきゃ...!

新人でも今から準備して
認定医療ソーシャルワー
カーと認定社会福祉士の
取得を目指そう!

**経験年数が10年以上の
ベテラン**の方には、
認定医療ソーシャルワー
カーを取得する以外にも、
スーパーバイザー登録等
を通した認定社会福祉士
の取得も可能です!



- 1.認定医療ソーシャルワーカー (P5~)
2.認定社会福祉士 (P11~)
2-1.日本医療ソーシャルワーカー協会研修ルート (P15~)
を中心に読み進めてください

- 2.認定社会福祉士 (P11~)
2-2.スーパーバイザー登録者ルート (P22~)
2-3.ベテランルート (P27~)
を中心に読み進めてください

目次

<新規申請>

1.認定医療ソーシャルワーカー・・・P5

2.認定社会福祉士・・・P11

2-1日本医療ソーシャルワーカー協会研修ルート・・・P15

2-2スーパーバイザー登録者ルート・・・P22

2-3ベテランルート・・・P27



<更新申請>

3.認定医療ソーシャルワーカー・・・P31

4.認定社会福祉士・・・P35

<新規申請>

1. 認定医療ソーシャルワーカー

認定医療ソーシャルワーカーとは？



日本医療ソーシャル
ワーカー協会による
認定

「医療ソーシャルワーカーの業務指針に従い、倫理綱領を遵守して社会福祉士及び介護福祉士法の定める相談援助を行うものであって、保健医療分野においての社会福祉実践に関する専門知識と技術を有し、科学的根拠に基づいた業務の遂行、及びスーパービジョンを行うことができる能力を有することを認められた」者のことです。

認定により担保したい力量として次の11の力量を掲げています。

- ①統合的実践力
- ②総合的及び保健医療分野の専門的知識
- ③保健医療分野の専門的技術
- ④患者アドボケート能力
- ⑤リーダーシップ能力
- ⑥組織内ネットワーキング能力
- ⑦組織外ネットワーキング能力
- ⑧コンフリクトマネージメント能力
- ⑨業務運営能力
- ⑩スーパービジョン能力
- ⑪研究能力

認定医療ソーシャルワーカーになるために



1. 社会福祉士登録後、保健医療分野における実務経験5年以上であること
2. 社会福祉士登録後の認定医療ソーシャルワーカーに関わる研修等において、合計180ポイント以上を取得していること
3. 上記180ポイントのうち、当協会及び都道府県協会等が主催するシラバス認定された研修から60ポイント以上取得していること

※ポイント対象となる研修等は、申請年度の前年度末までのものです。

4. ポイント要件を満たした上、ポイント認定後に課されるレポート2編の審査に合格すること

※ポイント認定対象となる各種研修や活動等は、
当協会ホームページ→「サイトマップ」→「認定医療ソーシャルワーカーの取得方法について」
もしくは「認定医療ソーシャルワーカー取得の手引き」をご確認ください。

認定制度から見た研修受講モデル例

経験年数(目安)	学生時代	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
研修名	医療ソーシャルワーカーのための 社会福祉を学ぶ学生のための シラバス申請された都道府県協会主催研修等(60P)	シラバス申請された都道府県協会主催研修等(60P)										
		基幹研修Ⅰ(40P)										
					基幹研修Ⅱ(30P)							
								基幹研修Ⅲ(60P)				
					実習指導者養成認定研修(30P)							
								スーパーバイザー養成認定研修(20P): スーパーバイザー機構登録は10年(一部7年)目以降				
スーパービジョン	スーパービジョン(6単位=90P)									スーパービジョン(2単位=30P)		
認定申請・審査等							認定医療ソーシャルワーカー申請・審査	認定社会福祉士認定研修受講	認定医療社会福祉士申請・審査			

ダブル認定取得・更新

認定医療ソーシャルワーカー取得:当協会が実践力の担保を認定

認定社会福祉士取得

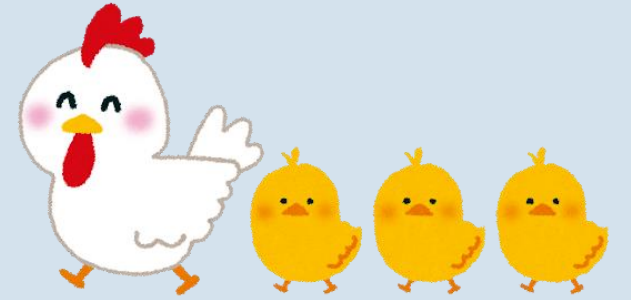
申請方法

当協会ホームページ→「サイトマップ」→「認定医療ソーシャルワーカーの取得方法について」もしくは
「認定医療ソーシャルワーカー取得の手引き」から書式をダウンロードの上、
以下の申請受付期間中に審査料の入金及び必要書類一式の郵送をしてください

申請受付期間：毎年度6月1日～8月31日（消印有効）

郵 送 先：最終ページに記載された
日本医療ソーシャルワーカー協会宛

認定医療ソーシャルワーカーを取得したら…



次に認定社会福祉士認証・認定機構が認定する「認定社会福祉士（医療分野）」の取得を目指しましょう。

認定社会福祉士取得には7つのルートが設けられており、そのうちの1つが当協会の「日本医療ソーシャルワーカー協会研修ルート」です。

社会福祉士会の会員や大学院生などを対象としたその他のルートの詳細については、P13 および機構ホームページをご確認の上、日本社会福祉士会や認定社会福祉士認証・認定機構にお問い合わせください。

<新規申請>

2. 認定社会福祉士

認定社会福祉士とは？



認定社会福祉士
認証・認定機構
による認定

社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者のことです。

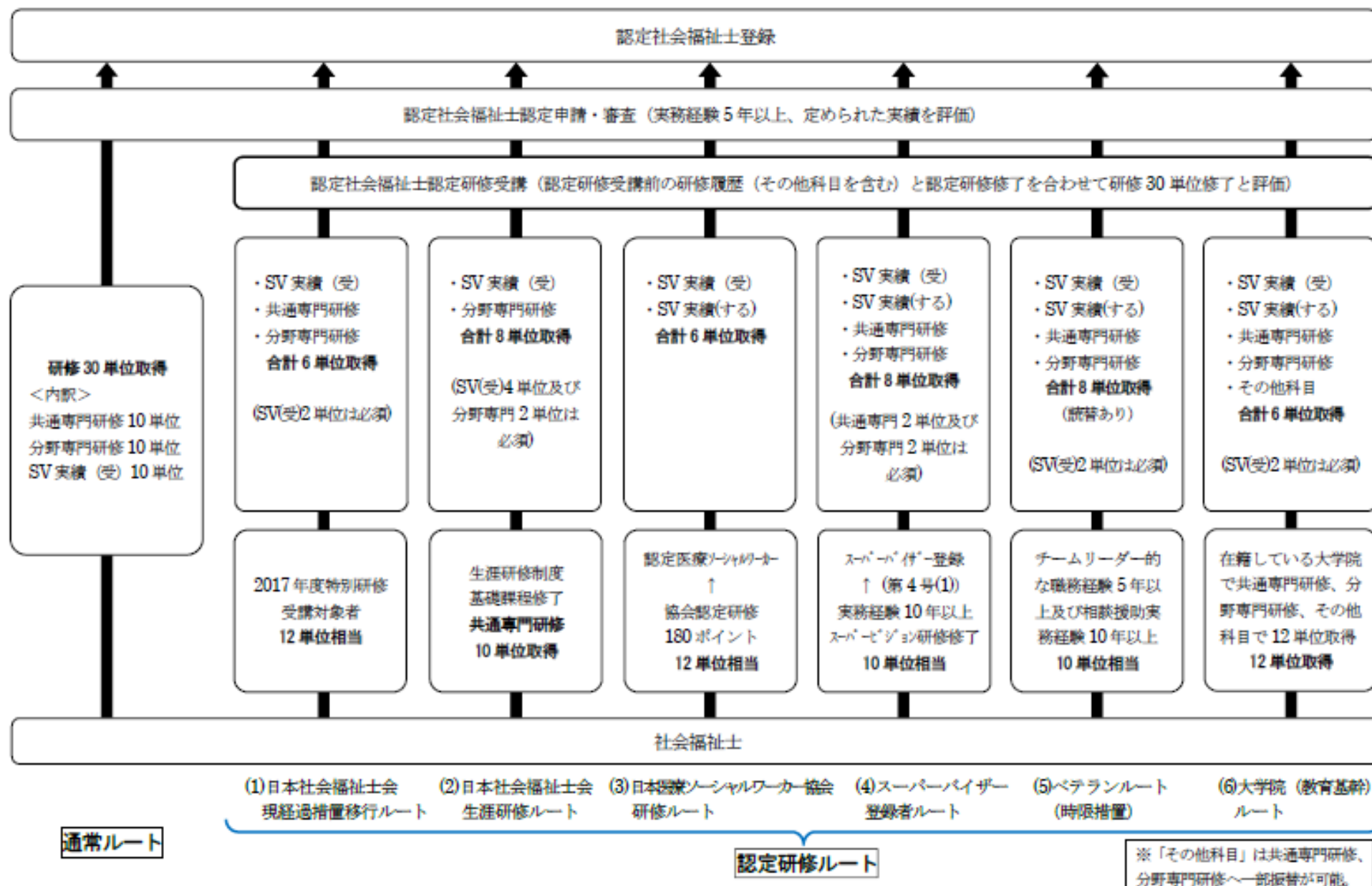
社会福祉士の資格は、国家試験に合格し、登録を行うことによって付与されます。しかし、資格の取得はあくまでも専門職で実践を行うための“スタートライン”であり、試験の合格が実践力を証明しているわけではありません。

そこで、高度な知識と卓越した技術を用いて、個別支援や他職種との連携、地域福祉の増進を行う能力を有する社会福祉士のキャリアアップを支援する仕組みとして、実践力を認定する「認定制度」を制定することになりました。

分野は高齢、障害、児童・家庭、**医療**、地域社会・多文化の5つに分かれます。 12

認定社会福祉士取得ルート

共通専門研修、分野専門研修は機構が認証した研修で、大学や職能団体等が開催しています。



申請方法

機構ホームページをご確認の上、以下の申請受付期間中に必要書類一式を郵送してください

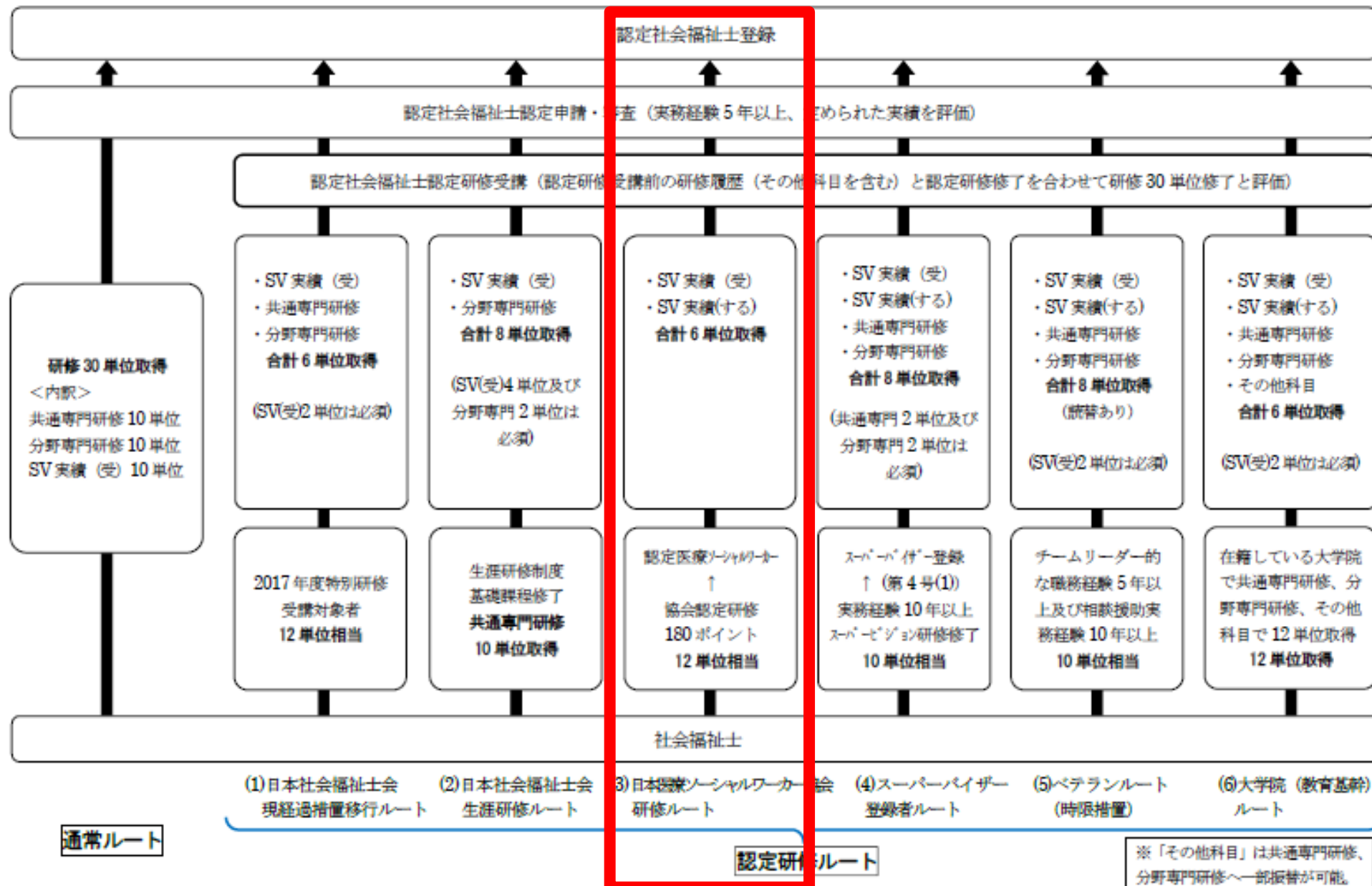
申請受付期間：9月1日～9月30日消印有効

郵送先：社会福祉士認証・認定機構事務局宛

2-1 日本医療ソーシャルワーカー協会研修ルート

認定社会福祉士取得ルート

共通専門研修、分野専門研修は機構が認証した研修で、大学や職能団体等が開催しています。



<<日本医療ソーシャルワーカー協会 **会員のための**ルートです>>

日本医療ソーシャルワーカー協会研修ルート

必要なこと

- ①認定医療ソーシャルワーカー取得
- ②スーパービジョン（受）もしくは（する）実績6単位
- ③認定社会福祉士認定研修受講

→①を取得後、②③が必要となります。

②スーパービジョン（受）（する）共通

スーパービジョンは、認定社会福祉士認証・認定機構に登録したスーパーバイザーによって、スーパービジョン契約をして実施されることが要件です。

原則として1回につき1時間以上、1年間に6回以上の定期かつ継続的实施の終了をもって2単位としています。ただし、スーパーバイザーとスーパーバイジーの双方の合意が得られた場合には、契約期間を3ヵ月間まで短縮することができます。

1回のスーパービジョンは1時間以上行うことが原則です。

グループスーパービジョンについては要件が異なるため、機構ホームページをご確認ください。



②スーパービジョン（受）

認定医療ソーシャルワーカー取得前や、ご自身が機構のスーパーバイザー登録をする前に、スーパーバイザー登録したスーパーバイザーから受けたスーパービジョンも、規定を満たせば単位として認められます。ご確認の上で計画的に進めてください。

職場内で受ける

- ・既に機構のスーパーバイザー登録をしている人が職場にいる場合、相談の上でスーパービジョンを受ける。
- ・機構のスーパーバイザー登録はしていないが条件に該当する人が職場にいる場合、まずは相談の上で機構のスーパーバイザー登録後にスーパービジョンを受ける。

職場外で受ける

- ・機構のホームページに記載された「スーパーバイザー登録者一覧」を確認して個別にスーパービジョンの依頼をする。

②スーパービジョン（する）

機構のスーパーバイザー登録を行う必要があります。

登録のための申請区分は複数ありますが、例えば以下の区分どちらかに該当する場合、**機構のスーパーバイザー登録のための申請をすることができます（年2回）**。

区分 第4号(1) 日本医療ソーシャルワーカー協会の推薦

(以下全てを満たすこと)

- ・ 社会福祉士であって資格取得後10年以上の相談実務経験があること
- ・ スーパーバイザー経験、スーパーバイザー経験（社会福祉士に対して3件以上 ただし実習生は対象外）があること
- ・ 「スーパーバイザー養成認定研修」「スーパーバイザー説明会（スーパーバイザーに養成認定研修と同時開催）」を修了していること
- ・ 日本医療ソーシャルワーカー協会の正会員であること

区分 第4号(2) 施設・機関の推薦

(以下全てを満たすこと)

- ・ 福祉施設・機関の職員であって7年以上の相談実務経験があること
- ・ スーパーバイザー経験、スーパーバイザー経験（社会福祉士に対して3件以上 ただし実習生は対象外）があること
- ・ 「スーパーバイザー説明会」を修了していること
- ・ 施設・機関の長の推薦書があること

※第4号(2)の区分の場合、同一施設および機関の職員に限られたスーパービジョンとなります

③認定社会福祉士認定研修

認定研修を受講するには、お申込時に受講要件のすべてを満たしていることが必要となります。

受講要件は、認定社会福祉士取得ルートによって異なりますので、ご確認の上お申込ください。（P13を参照）

日本医療ソーシャルワーカー協会研修ルートの場合、

①認定医療ソーシャルワーカー取得 ②スーパービジョン（受）もしくは（する）実績6単位それぞれを取得することで受講要件を満たします。

集合研修（2日間）のほか、自宅学習（事前・事後課題）があります。

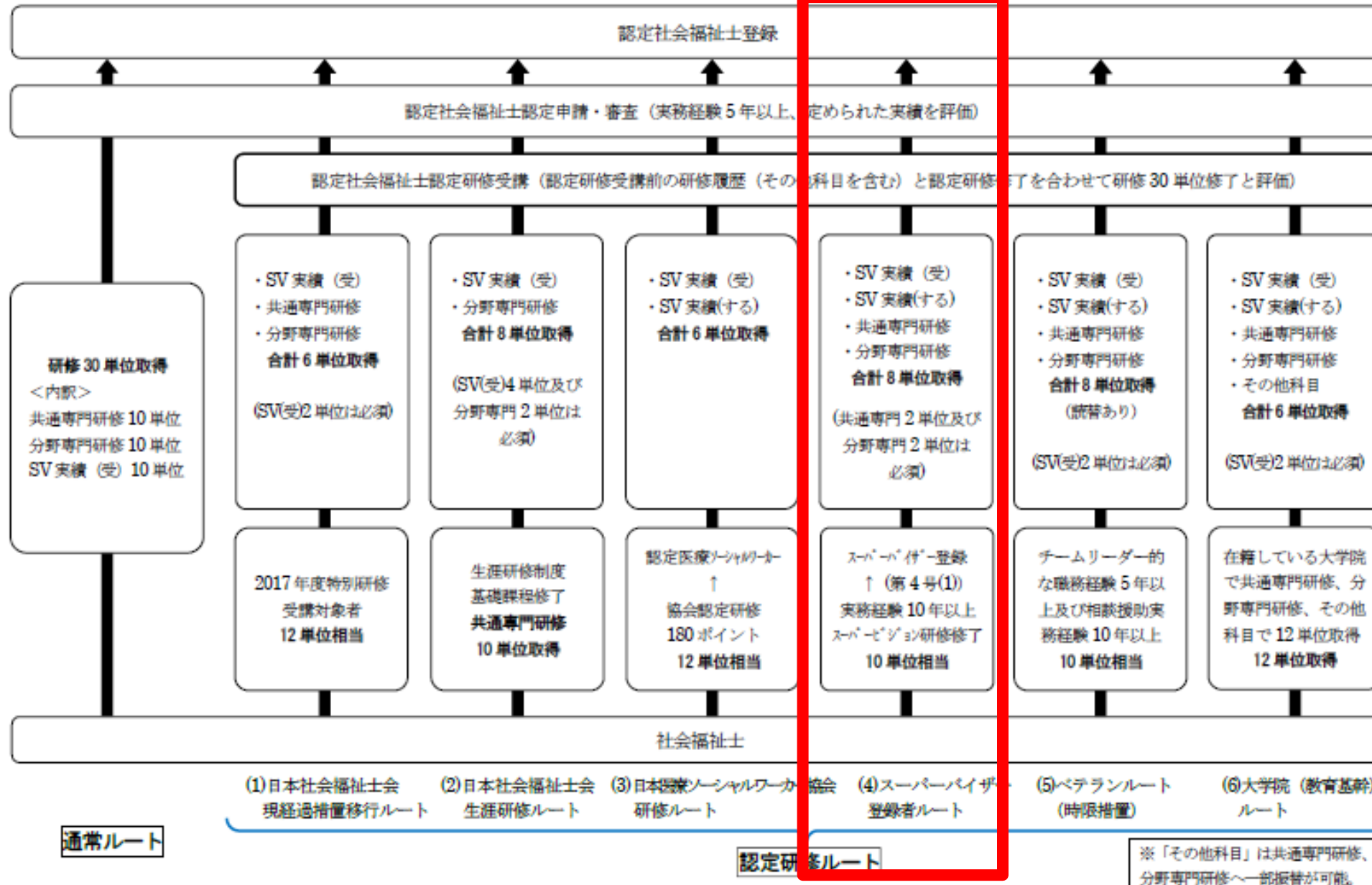
申し込みについては、機構ホームページをご確認ください。



2-2. スーパーバイザー登録者ルート

認定社会福祉士取得ルート

共通専門研修、分野専門研修は機構が認証した研修で、大学や職能団体等が開催しています。



スーパーバイザー登録者ルート

必要なこと

- ①スーパーバイザー登録第4号(1)
 - ②スーパービジョン（受）、（する）
共通専門研修（必須2単位）、分野専門研修（必須2単位）
 - ③認定社会福祉士認定研修受講
- } 合計
8単位

②スーパービジョン（受）、（する）、③については、P18～P21をご参照ください。

①スーパーバイザー登録第4号(1)

スーパーバイザー登録とは、認定社会福祉士制度でスーパービジョン実績の単位となるスーパービジョンを実施するスーパーバイザーの登録のことです。

登録のための申請区分は複数ありますが、今回お伝えする「スーパーバイザー登録者ルート」は、**スーパーバイザー登録第4号(1)**である必要があります。

第4号(1)の登録要件については、**P20**をご参照ください。

スーパーバイザー登録を第4号(1)ですることによって、認定医療ソーシャルワーカー取得者でなくても、認定社会福祉士取得への道が開かれます。
後進育成、ご自身の認定社会福祉士取得のためにも、スーパーバイザー登録をしていただければと思います。

②共通研修・分野専門研修

機構が定める基準を満たすことで認証された研修のことです。

具体的な研修については機構ホームページをご確認ください。

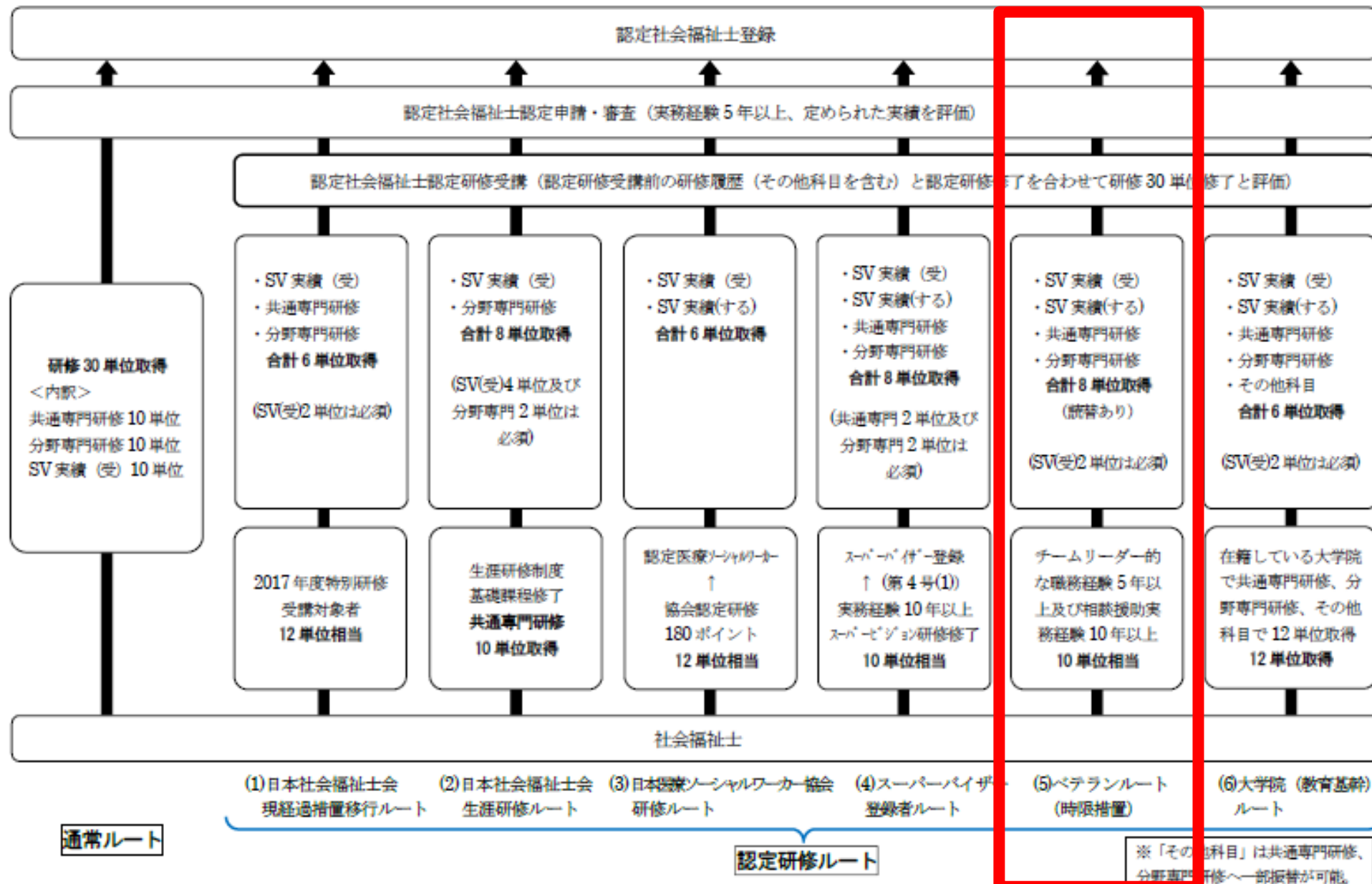


※認定医療ソーシャルワーカー協会研修ルートにおいては要件に含まれません

2-3. ベテランルート

認定社会福祉士取得ルート

共通専門研修、分野専門研修は機構が認証した研修で、大学や職能団体等が開催しています。



ベテランルート

必要なこと

①チームリーダー的職務経験5年以上及び相談援助実務経験10年以上

②スーパービジョン（受※）、（する）

※スーパーバイザー登録していない場合は2単位必須

共通専門研修、分野専門研修
別に定める経験等（上限4単位）

③認定社会福祉士認定研修受講

合計

8単位

（スーパーバイザー登録
している場合は6単位）

②スーパービジョン（受）、（する）、③については、P18～P21をご参照ください。

②共通専門研修、分野専門研修については、P26をご参照ください。

②別に定める経験等

上限4単位として単位の振替可

- ・ 講師経験

15時間1単位

- ・ 公的な資格

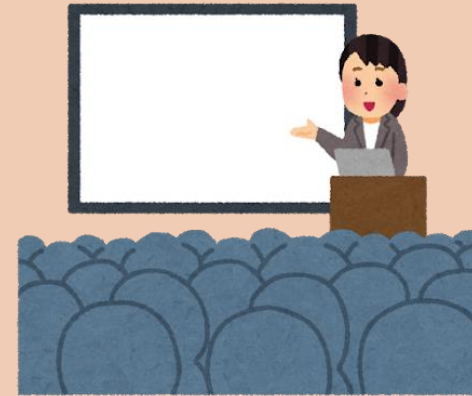
精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員 各1単位

- ・ 特別な研修

国及び地方自治体が主催もしくは委託している社会福祉分野の研修
(上記資格取得や更新のための研修を除く)

15時間1単位

※ベテランルート以外のルートにおいては要件に含まれません



<更新申請>

3. 認定医療ソーシャルワーカー

認定医療ソーシャルワーカーの更新申請と失効

本制度は専門性の質を担保するために5年更新制を導入しております。認定医療ソーシャルワーカーの皆様には、原則として有効期間内に認定の更新をお願いいたします。

有効期間内に更新できなかった場合は、更新要件を満たして更新申請が行われるまでの間、認定医療ソーシャルワーカーの認定は停止されます。更新申請要件を満たしたら、再申請することができます。

申請方法については、**P9**をご参照ください。

認定医療ソーシャルワーカー更新（1回目）



1. 認定医療ソーシャルワーカー新規申請後から5年以内に、合計105ポイント以上を取得していること
2. 上記105ポイントの内、以下の大項目のポイント合計が20ポイント以上あること

4.論文・著者等 5.学会発表 6.講習会・研修会講師 7.論文・学会演題の査読
8.実習指導者としての業績 9.スーパービジョンの実績

3. ポイント対象となる研修等は、申請年度の前年度末までのものであること
(認定医療ソーシャルワーカー新規申請手続き中の年度内研修・活動等のポイントは認められません)
4. ポイント認定後に課されるレポート1編の審査に合格すること
5. 第7期までの経過措置対象者の更新申請については、5つの現任者研修※の中で90ポイントまでは更新時に持ち越し算定が可能だが、持ち越し算定に加えて2)に記載の通り大項目のポイント合計が20ポイント以上あることが必要である。また、2017年度（第8期）以降の新規申請者が更新申請を行う際は、持ち越し（永続）ポイント制は廃止する。

※5つの現任者研修とは、「医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ」「医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱ」「保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修（医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅲ）」「実習指導者養成認定研修」「スーパーバイザー養成認定研修」

認定医療ソーシャルワーカー更新（2回目）



2回目以降の更新（新規申請後10年以降）に際しては、1回目の更新とは異なり、ポイント審査はなく、レポート1編の審査に合格すること

<更新申請>

4. 認定社会福祉士

有効期間について



認定社会福祉士の有効期間は、機構の認定審査に合格した翌年度から5年度間となっており、更新手続きは、5年度目の9月に行います。

認定社会福祉士登録年度に関わらず、機構の審査「合格」年度の翌年4月1日を起算日に5年度間となりますのでご注意ください。

認定社会福祉士制度では更新制度をとっており、認定社会福祉士登録後「認定社会福祉士」を名乗り続けるには、認定社会福祉士を更新していく必要があります。

申請方法は、P14をご参照ください。

更新要件

更新申請時に次のすべての項目を満たすことが必要です。

- ① 認定社会福祉士であること
- ② 申請時に更新する分野での相談援助実務経験が、認定社会福祉士登録後2年以上あること
- ③ 申請時に認められた機関での研修を受講修了していること→〔表Ⅰ〕
- ④ 定められた実績があること→〔表Ⅱ〕

※各更新要件は、認定社会福祉士登録後のものが対象となります。

認定社会福祉士登録前の実績は更新単位の対象とはなりませんのでご注意ください。

表 I

科目の分類・名称		更新に必要な単位数	
		必修	選択
分野専門	各分野の制度等の動向（認定を受けている分野に限る）	1単位	
スーパービジョン（①又は②） ①スーパービジョン（受ける） ②更新スーパービジョン（集合研修方式）		2単位	
研修受講	① 更新特別研修（1単位） ② 認定社会福祉士取得に必要な共通専門研修 ③ 認定社会福祉士取得に必要な分野専門研修（分野不問） ④ 認定上級社会福祉士取得に必要な認証された研修 ⑤ 機構が指定する研修		7単位
スーパービジョン	⑥ スーパービジョン（受ける） ⑦ スーパービジョン（する） ⑧ 更新スーパービジョン（集合研修方式） ⑨ スーパービジョン実施要綱第2条第2項として行ったスーパービジョン		
定められた実績 〔表2〕	⑩ 認証された研修、認証された研修に相当する研修及び社会福祉士養成指定科目の講師 ⑪ 相談援助実習指導 ⑫ 研究会、学会又はそれに準ずる研修会での発表実績 ⑬ 認定医療ソーシャルワーカーの更新		
合計単位数		10単位	

表 I

科目の分類・名称		更新に必要な単位数	
		必修	選択
分野専門	各分野の制度等の動向（認定を受けている分野に限る）	1単位	
スーパービジョン（①又は②） ①スーパービジョン（受ける） ②更新スーパービジョン（集合研修方式）		2単位	
	① 更新特別研修（1単位）		
<p>認定医療ソーシャルワーカーを更新された方は7単位取得となるため、更新要件③を満たすために必要なことは「各分野の制度等の動向1単位」と「スーパービジョン2単位」です。</p>			
定められた実績 〔表2〕	① 相... ② 研究会、学... それに準ずる研修会での発表実績 ③ 認定医療ソーシャルワーカーの更新		
合計単位数		10単位	

表Ⅱ

「教育実績」「研究実績」「社会活動」から、いずれか1つの実績が必要です（量は問いません）。

実績の項目と例示	
教育実績	①大学、大学院等の講師（非常勤講師を含む） ②社会福祉士又は精神保健福祉士養成に係る相談援助実習指導 ③その他、機構が認めるもの
研究実績	①研究会、学会での発表 例） 職能団体や学術団体が実施する研究会や学会等における口頭発表やポスター発表、又は同等以上のものであり、発表の要旨集など、証拠、根拠があるものを提出できるもの ②論文発表 例） 職能団体や学術団体が発行する雑誌等における論文 ③その他（報告書、著書・翻訳）
社会活動	①職能団体活動 例） 委員会委員等 ②研修会、研究会の講師 例） 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された講演、研修会での講師等（依頼文があるもの） ③その他、社会福祉士としての社会活動、社会貢献として、機構が認めるもの 例） 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された社会福祉士としての社会活動、社会貢献活動等

※「機構が認めるもの」については、照会制度を利用することができます。

認定医療ソーシャルワーカーや認定社会福祉士（医療分野）の取得を目指し、
今後も医療ソーシャルワーカーとしてスキルアップしていただければと思います。

認定社会福祉士についての詳細は、
認定社会福祉士認証・認定機構ホームページをご確認ください。

〒162-0065
東京都新宿区住吉町8-20 四谷チンゴビル201号
公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
TEL 03-5366-1057 / FAX 03-5366-1058
E-mail : jaswhc@d3.dion.ne.jp

